

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号65の規定に基づき、携帯無線通信等を抑止する無線局の不要発射の強度の許容値を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八四四・九 MHz 以上一、九一五・七 MHz 未満を除く。)</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>
<p>一、八四四・九 MHz 以上一、九一五・七 MHz 未満</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値</p>
<p>一二・七五 GHz 以上上端の周波数の5倍未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値</p>